

補助金交付申請の手続き

交付対象者の認定を受けた後、当該年度の3月末までに補助金交付申請を行ってください。補助金交付申請受付け後に審査を行い要件に該当する場合には、補助金交付の決定がなされたことを通知します。

▶ 提出書類

☐ 棚倉町奨学金返還支援事業補助金交付申請書(様式第9号)
☐ 奨学金等の返還済額を証する書類の写し
☐ 就業証明書(様式第2号)

※上記以外にも、町長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

(様式第2号及び第9号は、棚倉町ホームページからダウンロードできます。)

補助金の請求手続き

上記により補助金交付の決定通知を受けた方は、通知を受けた日から14日以内に下記の提出書類により補助金請求を行ってください。

▶ 提出書類

棚倉町奨学金返還支援事業補助金交付請求書(様式第12号)

(様式第12号は、棚倉町ホームページからダウンロードできます。)